

年金記録確認徳島地方第三者委員会（第1回）議事要旨

1 日 時 平成19年7月12日(木) 13時30分～15時30分

2 場 所 ホテルグランドパレス徳島 5階 ラベンダールーム

3 出席者

(委員会) 高田委員長、佐野委員長代理、杉委員、松尾委員、八幡委員
(徳島行政評価事務所) 松尾所長、黒原事務室長、佐々木事務室次長
(徳島社会保険事務局) 小山保険課長

4 主な議題

- (1) 徳島行政評価事務所長あいさつ
- (2) 委員長互選
- (3) 委員長あいさつ
- (4) 委員の自己紹介
- (5) 委員長代理の指名
- (6) 委員会の運営について
- (7) 委員会の所掌事務、権限等について
- (8) 年金記録確認の手続等の概要について
- (9) あっせんに当たっての基本方針等について
- (10) その他

5 会議経過

- (1) 松尾所長から、以下の趣旨のあいさつが行われた。

本日発足した委員会の設置に当たっては、委員の皆様の協力はもとより、各関係機関においても様々な支援・協力をいただき、この場を借りて感謝の意を表したい。

中央委員会で検討・審議されてきた「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」が今月10日に総務大臣により決定された。その精神は、年金記録の訂正に関する公正な判断を示すことによって、国民の正当な権利を実現し、国民の不安を解消し、年金制度に対する信頼を回復するという使命を盛り込んだものとなっている。

この委員会に課せられた使命は、非常に重いものがあるが、国民の信頼回復のためにも、私ども事務方も最善を尽くして職務を果たすことを約束するので、委員の皆様においても何卒よろしく願いたい。

- (2) 高田委員が委員長に互選された。

- (3) 高田委員長から、以下の趣旨のあいさつが行われた。

徳島地方第三者委員会の委員長の重責を担うことになり、身の引き締まる思いである。年金記録確認の問題は、徳島県においても身近で、県民の関心も高く、年金への不信が行政全般への信頼低下につながっているように思う。この問題については、国民の目線に立った公正・公平な判断を下すことで、きちんと保険料を支払った方が約束どおりの年金を受け取ることができるという当たり前のことを実現し、一刻も早く国民の信頼を回復していくことが、全国50か所に置かれた地方委員会の使命であると考えている。当委員会においても、5人の委員はもとより、事務室の協力も得て、この職務を全うしたいので、よろしく

お願いしたい。

- (4) 委員会の運営について、以下のように決定した。
- ・ 委員長の指名により佐野委員が委員長代理に指名された。
 - ・ 委員会の運営規則案が事務室から説明され、了承された。
この中で、本委員会は個人情報を多く取り扱うことから非公開とし、議事録も公開しないこととした。一方、議事要旨を作成し、公開するほか、委員会開催後、記者の求めのある場合は、委員長がブリーフィングを行うこととした。
 - ・ 委員会での配付資料は、原則非公開とするが、差し支えないものは、委員長の判断により公開することとした。
- (5) 徳島社会保険事務局から、年金記録確認の手続等の概要について説明があった。
説明後、国民年金の特例納付制度とはどのようなものかとの質問（照会）があり、同事務局から制度導入の経緯や内容についての説明がなされた。
- (6) 事務室から、あっせんに当たっての基本方針の内容について説明があった。
説明後、委員長から、判断基準の内容が分かりにくい、明らかに不合理なものは別として、国民の立場に立って正当な権利の実現に向けて公正・公平な判断を下していくとの方向性が示され、委員間で認識の共有が図られた。
- (7) 次回は、7月25日(水)13時30分から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 室 〕
〔 後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認徳島地方第三者委員会（第2回）議事要旨

- 1 日 時 平成19年7月25日(水) 13時30分～15時30分
- 2 場 所 徳島行政評価事務所 所長室
- 3 出席者
(委員会) 高田委員長、佐野委員長代理、杉委員、八幡委員
(徳島行政評価事務所) 松尾所長、黒原事務室長、佐々木事務室次長
- 4 主な議題
 - (1) 年金記録確認地方第三者委員会全国委員長会議の結果報告について
 - (2) 「年金記録に係る確認申立書」の社会保険事務所における受付状況及び徳島地方第三者委員会への申立状況について
 - (3) その他
- 5 会議経過
 - (1) 年金記録確認地方第三者委員会全国委員長会議に代理出席した佐野委員長代理から、会議結果の概要について、また、黒原事務室長から、中央第三者委員会が決定したあっせん事例15件の詳細について報告があった。
説明後、個々の申立案件について、可能な限り関連資料の収集及び周辺事情の把握に努め、基本方針に従った公正な判断を行っていく方針が確認された。
 - (2) 事務室から、「年金記録に係る確認申立書」の社会保険事務所における受付状況及び徳島地方第三者委員会への申立状況について説明があり、社会保険事務所における確認申立書の受付状況については、7月17日から22日までの間に、全国で1,352件の受付があり、このうち徳島県分は9件(厚生年金6件、国民年金3件)であることが報告された。
また、本日の時点で、徳島社会保険事務局から正式に当委員会に転送された案件はないことも併せて報告された。
 - (3) フリートーキングでは、基本方針及び先例となる中央第三者委員会が決定したあっせん事例15件を基に、年金保険制度の仕組み・手続等について確認し合った。また、これらについては、引き続き各委員において研究を深めていくことも確認された。
 - (4) 次回は、8月1日(水)13時30分から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 室 〕
〔 後日修正の可能性あり 〕